



平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 大 和 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 井 上 浩 行
(コード番号: 5444 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 吉 田 隆 文
(TEL 079-273-1061)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 96 回定時株主総会に、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、ならびに取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。また、上記条文の新設に伴い条文の繰り下げを行うものであります。

なお、定款第 25 条（取締役の責任免除）および定款第 26 条（取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日（予定）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p><u>第 25 条 (取締役の責任免除)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であったものを含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>第 26 条 (取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 25 条～第 30 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 31 条～第 34 条 (条文省略)</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 27 条～第 32 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 33 条 (監査役の責任免除)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であったものを含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>第 34 条 (監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 35 条～第 38 条 (現行どおり)</p>